

平成23年第4回平群町議会
定例会会議録(第1号)

招集年月日	平成23年7月15日
招集の場所	平群町議会議場
開会(開議)	7月15日午後2時3分宣告(第1日)
出席議員	1番 井戸太郎 2番 戎井政弘 3番 奥田幸男 4番 森田勝 5番 植田いずみ 6番 山口昌亮子 7番 高幣幸生 8番 窪和子 9番 山田仁樹 10番 下中一郎夫 11番 繁田智子 12番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 岩崎万勉 副町長 山中淳史 教育長 森井恵治 会計管理者 瓜生浩章 総合政策課長 今村雅勇 総務財政課長 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 水谷隆英 福祉課長 塚本敏孝 経済建設課長 植田充彦 監理課長 上田武司 教育委員会総務課長 岡田仁 上下水道課長 森岡博續
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主幹 森田アイ子 書記 田中政子
町長提出議案の題目	議案第44号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第2号)について 議案第45号 平成23年度平群町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議員提出議案の題目	発議第10号 高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議

議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5番 植 田 いずみ 6番 山 口 昌 亮

平成 2 3 年 第 4 回 (7 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

平成 2 3 年 7 月 1 5 日 (金)
午 後 2 時 開 議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号)
について |
| 日程第 5 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号) について |
| 日程第 6 | | 農業委員会委員の推薦について |
| 日程第 7 | | 選挙管理委員の選挙について |
| 日程第 8 | | 選挙管理委員補充員の選挙について |
| 日程第 9 | 発議第 1 0 号 | 高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議 |

開 会 （午後 2時03分）

議 長

皆さん、こんにちは。

町長より本臨時会会期中、上下水道課西口主幹が事情により会議を欠席することになった旨通知を受けましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第4回臨時会を開会いたします。

町長、開会に当たり招集のごあいさつをお願いいたします。町長。

町 長

皆さん、こんにちは。

本日第4回平群町議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私大変お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ことしは梅雨入りが早かった分、梅雨明けも早く、夏本番を迎えております。

間もなく、子どもたちにとりましては待ちに待った夏休みがやってまいります。ウォーターパークは一足早くあす7月16日にオープンいたします。

7月24日の日曜日には地域自主防災連絡協議会主催の自主防災訓練が健民グラウンドで開催されます。今回は若葉台自治防災会との共催となっております。

8月6日の土曜日には恒例の平群町盆踊りが開催されます。多数の町民の皆様様の御参加を期待申し上げます。

さて、本議会では平成23年度平群町一般会計補正予算並びに平成23年度平群町介護保険特別会計補正予算の御審議をお願いいたしております。さらには、農業委員会委員の推薦について、選挙管理委員の選挙について、選挙管理委員補充員の選挙についてを案件とさせていただいております。慎重な御審議を賜りまして、可決を決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議 長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

本臨時会の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の報告を求めます。局長。

局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、植田君、6番、山口君を指名します。本臨時会会期中、よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

副町長

私のほうからは、一般会計の予備費充用の御報告をさせていただきます。

7月に入りまして緊急でクーラーを交換する必要性が生じたため、充用をさせていただいております。

まず、7月1日に議会事務局及び監査員事務局のクーラー交換のため93万9,000円を充用しております。

次に、7月5日、北小学校の校長室及び職員室のクーラー交換のため137万6,000円を、西小学校の保健室のクーラー交換のため44万7,000円を、同じく西学童保育所のクーラー交換のため44万7,000円を。続きまして、中央公民館談話室のクーラー交換のため16万2,000円を。最後に中学校の職員室のクーラー交換のため118万2,000円を充用しております。合計いたしまして、今回455万3,000円を予備費から充用させていただきますので、御報告させていただきます。

以上でございます。

議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 議案第44号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長

議案第44号 提案理由説明

議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

6番

6月議会に同じく一般会計補正予算(第2号)が提出されて、それがまだ1カ月たっていませんから、記憶に新しいところですが、否決された。その否決された理由というのはですね、小学校の統廃合、再編成とおっしゃってますけれども、その町のほうが進めているアクションプランで、南小学校と西小学校を廃校にして東小学校の位置で統合するという。それに対して議会が基本的にノーを突きつけたというふうに私は理解しています。それが6月議会の2号補正で、東小学校の測量設計委託料3,350万、それから用地購入費8,500万、これが計上されていた。それで否決された、このように私は認識していますが、町長も同じような認識でしょうか。

議長

町長。

町長

6月議会におきまして、議員おっしゃられたとおりの認識であります。

議長

山口君。

6番

そういう認識であれば、当然議会としては町のアクションプランに対して、それをいま進めるべきではないという判断をした、このように私は思います。

今回のこの補正ですけれども、先ほど言いました測量設計委託料3,350万はなくなっています。しかし、その一方でですね、用地購入費8,500万。全く同じように項目も全部一緒ですし、教育債という形も一緒ですし、こういう形で今回上げられてきたと。

いま西本課長の説明では、東小学校の教育環境を整える。これは大いに結構なことです。結構なことなんです、3月議会、当初予算には上げられませんでしたけれども、それは6月議会でも議論したように、まだまだ統廃合、再編成についていろんな意見があるので、その理解を得るためにできるだけ時間を延ばしてぎりぎりまで待ったんだということで、当初予算でなく6月議会で計上された。そのときの説明は、基本的にはアクションプランを実行するため、平成26年4月には北小学校と東小学校の位置で町内2小学校で小学校を運営

したい。それを26年4月から実施したい。そのために今年度用地確保と測量設計予算の計上をした。こういう説明でした。

それで今回ですね、その議案が否決されたのが6月17日の本会議、きょうは7月15日ですから、まだ28日しかたっていないですね。ちょうど4週間。この間に当然いまおっしゃったように、東小学校の教育環境を整える。非常に大事なことです。東小学校も相当老朽化してますから。そのためにこの土地を買うんだということであれば、当然東小学校のこの土地も含めた教育環境をどのようにするか、詳細設計はどのようになっていますか。その説明は議会では全く受けていませんが、どうなんでしょうか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

東小学校の大規模改修といいますか、改修に係る詳細設計はどうなっているかというのが最後の御質問だったかと思いますが、現在のところですね、具体的に東小学校の改修等に対する詳細の設計を行っているということはもちろんございません。予算ももちろんついていませんし、そういうことはございません。ただ、あえて申し上げますと、御承知のようにこれまでも一定の説明をさせていただいたかと思うんですけれども、東小学校につきましては、平成17年に耐震補強工事を行いました。そのときにその前後にですね、あるいは同時に大規模改修というのを東小学校においては行っておりません。平成10年に北館を行っておりますが、本館、南館については行っておりません。そういうことがございますので、一定の老朽化が進んでいるということは事実でございますし、大規模改修も視野に早急に入れなければならないということは考えているものでございますが、現在のところ具体的にお示しをできる状態ではございません。

以上です。

議長

山口君。

6番

教育環境を整えるという説明をして土地を買う。それも、財政が大変だ、大変だと言ってる中で、8,500万円という巨額の借金をしてですね、土地を購入する。アクションプラン、町長出されているピラにも書いてありましたが、平成26年度で町がこの間進めてきたアクションプランを実行するのは難しくなったというか、断念せざるを得ない状況。そういう書き方だったと思うんで

すが。ということは、3年後にはまだそれはできないわけでしょう。とりあえず議会のほうは東小学校の位置での3校統合というのは今のところノー。そういう事態の中で東小学校の教育環境をどうするのか、当然それを考えていただくのは非常に結構なことですし、必要なことだと思います。

しかし、いまの課長の答弁では、全く計画、どのように環境を整えるか、何も無いのに、土地だけ買うというのはどういうことなんでしょうか。計画もせずに土地だけ買うんですか。それを国に教育債という形で起債を認めてもらってやるということですか。そこがちょっと理解できないんですが、その辺もう少し説明いただけますか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

再度御質問にお答え申し上げます。

申し訳ございません。私が先ほど答弁をさせていただきましたのは、建物、東小学校の建物に対するそういう詳細な考え方というふうにとらえましたものですから、そういう意味での説明をさせていただきました。

今回ですね、補正予算をお願いしておりますこの用地の拡幅につきましては、先ほど山口議員おっしゃっていただきましたように、6月のときに内容としては同じものを提案をさせていただきました。その提案の理由についても、議員からいま、るる述べていただいたとおりでございます。

ただ、今回内容的に同じものを出させていただいておりますが、この用地の拡幅につきましては、まず一つはですね、いわゆる敷地を拡幅することによって、教育条件の整備という言葉で申し上げておりますけれども、具体的にはですね、使用の用途が大幅に広がるという問題がございます。

一つは、いろいろあるんですけれども、細かくは申し上げませんが、駐車場の問題がまず一つはございます。給食センターがですね、あの位置にございますので、給食センターの車が、大きなトラックが入ってくる。そして、教員の駐車場がその前にあるということで、トラブルが起こっていることがございます。

また、御承知のように東小学校ではことばの教室も開設をいたしております。そういったことばの教室に通級をされる方々の駐車場、あるいはまた、学校に來客の方々の駐車場、そういったものも現在でも非常に手狭になっているということも事実でございます。そういった部分を運動場の拡張も含めてそういった部分の解消をしていく。あるいは、教育環境の整備ということの中で、いろんな子どもたちの学級園の整備でありますとか、あるいはビオトープの整備や

また、植林等もできていくんではないかというふうに考えています。

もう一つはですね、これも御承知のように、現在平群駅周辺整備事業、区画整理事業が進んでおります。この東小学校は区画整理事業の区域の中にございまして、組合のほうにお話をいろいろお伺いをいたしますとですね、いわゆる区画整理事業の仮換地の指定がですね、本年度中をめどに指定の完了を目指していきたいというふうにお伺いをしているわけでございます。そうしますとですね、仮換地が指定されますと、当然我々がアクションプランの中で一定程度校地の拡大ということでお示しをしましたけれども、そういった部分も個人の用地として仮換地指定をされるわけでありまして。そうしますと具体的にはですね、建物が建ったり家屋が建ったりというようなことが当然予想されますので、この東小学校の用地をさらにですね、有効に利用していくためにはアクションプランを進めるといふこととは関係なくですね、小学校の用地の環境を整えていく、そのタイミングが平群駅周辺整備事業との関係で、いま行わなければそれを確保するといふことは非常に難しくなる。そういうことから今回ですね、まだ1カ月もたたない状況の中で、内容的には同じものでございますけれども、理由としては我々としては全く違う理由といふことでお願いを申し上げたものでございます。

以上です。

議長

山口君。

6番

統廃合しなければ東小学校は子ども減るんでしょう。教室も余ってるんでしょう。大規模改修、もちろん古くなった校舎を直すというのもあるし。でも、子どもが減っていくんで、統廃合しなければ拡幅する必要が本当にあるのかどうか。そこだって疑問じゃないですか、普通に考えれば。

ほんで、いま駅周の話出ましたけど、これ教育債ですよ。学校教育にかかわって起債を認めてもらうわけですから、駅周絡みだったら区画整理事業のほうで、そっちのほうで買収すればいいじゃないですか。何をそんなに慌てるのか。だって普通に考えてですよ、統廃合のために必要だということをごんざん住民の皆さんにも説明し、この議会の中でも説明し、それが議会で理解を得られず、一たんストップする、凍結する。そんな中で1カ月もたたない間に同じ土地を買収する、どっかでじゃあ悪い言い方をすればですね、ちょっと遅れるかもわからんけども、何が何でもいまこの間町が進めてきたアクションプランをですね、するために、とにかく用地だけ先に買っておくんだと。このように受けとめられかねないですよ。

何でそんなに、じゃあ急ぐのか。今回これを買わないと、東小学校の教育環境よくするにはできないということですか。いま言いましたように、子どもが減っていく中で西も南も東のほうに来なければ、そんなに土地が足りなくなるということはないのではないかと。駅周の関係で言うならば区画整理事業のほうでその土地を買えばいいのではないかと、このように思うんですが、どうなんですか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

一つは区画整理事業で土地を買うということであればいいのではないかと、この御発言がございましたけれども、これはあくまでもいわゆる学校用地の拡幅、つまり学校の教育環境の向上、整備ということでありまして、私が申し上げましたのは、現在区画整理事業という事業が行われておりまして、これはいわゆる直買の事業ではございませんので、あえて説明をするまでもないんですが、つまり換地という手法でもって事業は進んでいくということでございます。そういう意味で考えますと、地権者の方々、現在おられる地権者の方々と一定です、合意を直接お話をしてお話をして買収するというだけでなく確保できるというメリットがございますから、当然話もしやすいということでございます。

そういう意味では先ほど申し上げましたように、仮換地の指定がすべて終わって、すべて個人地になってしまっていて、あるいはまたそこに建物が建つというふうな状況になってから、これを確保するというのは非常に難しい。

例えばですね、仮に9月議会であってはいけないのかということであって、もしそう考えますと、これは相手のあることでございますから、我々としてはできるだけ早くですね、1カ月でも2カ月でも早くにそういった交渉を始めさせていただきたいということで、今回お願いを申し上げたものでございます。

御理解をお願いいたします。

議長

山口君。

6番

さっきも言いましたようにね、その土地さっき駐車場とかその他幾つかおっしゃいましたけれども、さっきも言いましたように、統合しないのであれば子どもが減っていくというふうな盛んにおっしゃってるわけじゃないですか。東小学校も減っていく資料を出されてるじゃないですか。そんな中で、なぜ用地を増やさなければならぬのか、まずそれが理解できない。なぜこんなに急ぐのか、

それも理解できない。だからさっき言ったような疑問が出るわけです。いまの説明では駅周とのタイミングと言いますけれども、それだったらなおのこと、そっちの事業できちんと手を打てばいいじゃないですか。打てない理由は何なのか。何で、じゃあ、仮換地が全部終わってからどうしても必要で、まだ設計も何もできてないのに、何に使うかもわからなん土地をそうむやみに買うんですか。そこが理解できないんです。ほんで1カ月前までは統合のために必要だと言っておきながらですね、それがだめとなったら今度は教育環境をよくするという大義名分で。よくするのは結構ですよ。でも、一方で子どもが減っていくと言っておきながらですね、なぜ土地広げないといけないのか。その辺全然整合性がないんですよ。何でいまなのか、町長教えてください。なぜいまなんですか。

議 長

町長。

町 長

東小学校のですね、用地を確保して、東小学校の教育環境を充実さすという点におきましては、先ほど担当課長のほうから御説明したとおりでございます。

それで、もう1点は、3点ほどあったと思いますが。子どもの数が減るということでございます。当然、日本全体が少子化傾向でございます。今後におきましても子どもの数が減っていくという状況にあります。平群町においてもそういう状況でございます。

しかしながら、この駅周辺事業といいますのは平群町にとりまして大変大きな事業でございます。これは平群町全体の町の活性化に資する事業ということで、全力で現在取り組んでおるところでございます。駅前土地区画整理事業が土地整理事業としてだけじゃなしに、その後のまちづくりが非常に重要になっております。この事業を本当に成功させるためには、ここへいろんなまちの活性化に資する施設も来ますし、また住宅も建っていくということでございます。当初の計画では、ここ人口が1,000人増えるということでございます。当然そうなれば子どもも増えてまいります。そういうことも当然頭に入れて、東小学校の整備に資するということございまして、同時になぜいまかということにつきましては、先ほど課長から申し上げましたように、平成23年度中ですね、第2段、第3段の仮換地指定が行われる予定となっております。そうなりますと、家がどんどん建っていくわけでございます。家が建った後、さあ慌てて、東小学校の用地を確保するということは、非常に至難の技になるということでございます。そういう意味では、いまが本当に一番いいベストでありますし、これが遅れることになればですね、なかなか東小学校の用地確保し

にくいということでございます。

現在、地権者の皆さん方に土地区画整理組合として、あるいは平群町として説明に回っております。皆さん方の土地をどこに確保するかという交渉をやっております。そういう中で、東小学校の用地を確保するのかもしれないのかということが決まらなければ、これまた交渉するにいたしましても、非常にあやふやな状態で交渉しなければならないということになります。

したがって、駅周辺整備事業、これをスムーズに進める上でもですね、いましかないわけです。いまもうしなければ、もうあきらめるんかと。東小学校の用地、子どもたちの教育環境充実するための施策をあきらめるのかということになってしまいますので、それはやはり子どもの教育環境、いまずぐこの用地を使ってどうするという青写真はいいですよ。けども、先ほど言いましたように、ビオトープ、駐車場の問題、あるいはグラウンドの拡張の問題、いろんな問題がここで1年先か2年先かわかりませんが、可能性が出てくるわけです。その可能性をいま絶つかどうかということにもつながります。

したがって、子どもたちのこれからの教育環境整備という1点で皆さん方の御理解をいただきたいと。買うタイミングは先ほど申しましたように、いまが一番いいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長

山口君。

6番

なんぼいいことおっしゃってもね、いま青写真もないとおっしゃったじゃないですか。青写真もなく、むやみに土地買うんですか。駅周で必要だったら、駅周のほうでやればいいじゃないですか。

子どもだしに使ってるということになりませんか、教育の名のもとに。教育環境をよくするという名のもとに。将来必要だろうと思うから買っておくんだ。過去の公社での先行取得と一緒にような考え方じゃないですか、それだったら。

青写真もない、青写真つくってから教育債で購入したらいかがですか。なぜそれ待てないんですか、すぐつくれるでしょう。統廃合と別に、東小学校、いまの子ども数、これからの駅周のこともありますから若干子ども増やすという方向も出されるんでしょうから。いまの規模を維持するという形で、いま教室も余ってるわけですから。それでなおかつ必要だというきちとした資料、青写真、出して購入するのが本来の姿じゃないんですか。それをすっ飛ばして、1カ月たらず、28日間で理由を変えて提出するというのは、いかにも住民や議会に対してですね、不誠実じゃないんですか。この間、一切その説明はなかったんですよ。まだ1カ月もたってないんですよ、町長。その辺どのように考え

てるのか、非常に不思議で仕方がない。後でまた聞くかわかりませんが、いま森田さんも手を挙げてはりますから。私はそこんところが非常に不思議で仕方がないし、いま青写真がないとおっしゃったことは、住民に対して何の説明もなく土地をかうんだ、それも教育環境充実という美名のもとにということはおきます。

議 長

森田君。

4 番

いま町長からとか担当の岡田課長から御説明がありましたんですけども、何か話を聞いてますと、小学校再編成も駅周があるから再編成するような感じに受けるんですけども、そのことは今回求めませんが、町のホームページを見ますとですね、事務作業は一たん中断すると、云々書かれてですね、今後におきましても再編成の早期実現に向けて努力してまいりますという掲載がございます。この早期実現とはどういうことをあらわしてるのか、お聞かせいただけませんか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

お答え申し上げます。

再編成の早期実現ということでございますが、これはですね、いわゆる小学校を再編成していく、いわゆる先ほどから出ています、私どもが作り出した小学校の再編成のアクションプランではなくてですね、小学校を今後再編成をしていくということは、当然教育の課題上非常に重要な位置を占めるものでございます。そこでホームページでアップしてあります、いまおっしゃっていただいた内容は、その小学校の再編成全体についてですね、考え方を示させていただいたというふうに御理解をいただきたいと思えます。

議 長

森田君。

4 番

いま課長から御説明いただきました内容でいきますと、先般議会に示されましたアクションプランは、この実現とは関係ないものだということ、だから、再編成アクションプランは、それは今回の早期実現とは直接関係ないものだということに理解してよろしいのでしょうか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

そのように理解をいたしております。

議 長

森田君。

4 番

それであれば、なぜいまさら、いままでは小学校再編成のために土地を言うと言ってたものが、ある日突然、先ほど山口議員からもありましたように、1カ月たたないうちに、いつの間に安全・安心の教育環境になったんですか。私には理解できませんが。それであれば、6月議会のときにそういう話もあってもいいわけじゃないんですか。駅周絡みという話も。その話もなくでですね、私は唐突にこの話が出てきてると。委員会でもこういう話も一度も開かれておりませんしですね。こんな唐突なことを補正予算の申請されてもですね、議案を出されてもですね。どうせよと言うんです、議員に対して。こんなもの賛成できるはずないじゃないですか、こんなもの。だれが考えても。初めから駅周であれば駅周と。そういう絡みもちゃんと言ってくれないと困るわけですけども、なぜそういう話が出てこなかったんですか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございます。

小学校の再編成のアクションプランについて、この間御承知のように住民に対する説明会やあるいは保護者に対する説明会、また議会の先生方に対するいろんな説明会等を行ってまいりまして、一貫して我々は小学校の再編成のアクションプランをスムーズに御理解をいただく中で進めるための取り組みを進めてまいりました。その中で、当然ですね、再編成をどう行うかということと、その再編成を行う上で、東小学校の教育環境をよりよいものにするためにどういう内容の整備を行っていくかということをあわせて御説明を申し上げてきたものであります。

したがって、これはアクションプランということの中で全体を一括で御説明申し上げてきましたが、仮にアクションプランに基づく再編成が行われなかった場合にですね、仮にというのは現在そうなっているわけですけども、その場合には、例えばいまお願いをしております用地の購入の問題であるとか、あるいは、いわゆる先ほど出ました東小学校の老朽化に伴う大規模改修の問題であるとか、こういった問題はですね、アクションプラン全体の中で説明をしてきましたが、アクションプランと切り離しても、当然前向きに考えなければならな

い、対処していかなければならない課題であるというふうに我々としては考えています。

したがって、現在いわゆるアクションプランがですね、一たん事務作業を中断しなければならぬ状況の中ではですね、先ほどの御質問にあった大規模改修だったり、あるいは教育環境の整備のための用地の拡幅であったりですね、これは当然教育委員会として考えていかなければならない課題であるというふうに思っているものであります。それを一日も早く進めるために、担保するために今回補正をお願いしたというふうに御理解をいただきたいと思っております。

議長

山田君。

9 番

先ほどから山口議員、森田議員の説明に対する答弁をね、聞いてますとね、なるほどなという御答弁をされているように聞こえます。というのはね、一つずつの説明に対してはそれ筋通ってるんですよ。でも、それを全部の答弁されていることがまとまってるかと言ったら、まとまってない。一番言えることは、計画性がなかったんですよということをおっしゃってるように聞こえるんですよ。

6月議会で、岡田課長のほうはこの土地についてはね、アクションプランの用地拡幅の一部であるとおっしゃってる。統廃合のための土地ですよということをおっしゃってる。駅周とのタイムスケジュールの関係で平成23年度中、23年度中ですよ。まだあるんですよ、時間。23年度中に購入しなければならぬ、ちゃんとお答えになってる。いまお答えになったのが、相手のあることですから。

山口議員が何で3月議会上程しなかったんですかという質問、そしたら、要は皆さん覚えてらっしゃると思っておりますけど、より合意を得るため。それはそれなんです。そしたら、教育環境を整えるためには、なぜ3月に土地だけ上程しなかったんですか。それがおかしいでしょ。計画性があれば、トータル的にいろんなことで考えていけば、3月の当初予算に土地だけでも上程するべきであったんじゃないですか。そこも答弁の中でおかしいんです、私聞いてますと。一つ一つの御答弁はそれなりの筋が通ってるんです。おかしなかったら町長おかしないうて。まず、そんだったらなぜ3月に、僕ほかにも端的に質問しようと思ってたんですけど、なぜ3月に現実的に土地と設計費の両方を出そうとされたのを、取りやめされたわけでしょう。そんだったら、そのときに土地だけ、そういうちゃんとした教育環境の整備をするためだというのであれば、8,500万土地そのまま上程されてもよかったんじゃないんですか。町長、そしたらお

答えいただきたい。

議 長

町長。

町 長

いろいろものは言いようでありまして、理解しようと、しようという気持ちでお聞き願えれば十分理解していただけるんじゃないかと私は思います。

まずですね、一つは23年度中に購入するんだから、いまでなくてもいいじゃないかと。既に説明してるじゃないですか。交渉しなければならない、前もって。たくさん地権者いらっしやいます。その方たちと一人一人交渉しないかん。こちらに材料ないまま交渉できないやないですか。23年度中に購入するというのはね、議会の議決を、じゃあ今年度末の議会で議決いただければ23年度に購入できるというもんじゃないんです。前もって議決をいただければ、この三角地を直接買いに行くんちゃうんですよ。用地を直接買いに行くんじゃないんですよ。そのことを御存じなんでしょう、山田議員は。

それからですね、土地だけ3月になぜ出さなかったのか。そんなん後からの理由やないですか。6月議会、私は議決いただけたらと思ってましたよ。再編成アクションプランを議決いただけたらと思ってるのは、3月議会、土地だけ何で出すんですか。それは、ものは言いようですよ。言うことは言っていたいて結構ですよ。

要は、東小学校の用地拡大には、いましかないというのは御理解いただけますね。駅周がどんどん進んでいって仮換地指定が終わって、家が建ってしまったら、それから買いに行くなんてできないやないですか。できたとしても、大変な交渉が要るし、高い値段で買わなければならないかもしれない。建った家をつぶしていただかな、そういう事態かて起こり得るじゃないですか。

いまがチャンスだから買っておこうと。青写真がないからと言うけども、青写真先ほど言いましたやないですか。いろんな子どもたちの教育に資する用途に使える。そのチャンスが、いまを逃すとしんどくなるということを申し上げてるんですよ。それで、何とか御理解いただきたいなと思っております。

議 長

山田君。

9 番

あのね町長、そんな一生懸命説明されたってですね、私は理解しないがために言ってるわけじゃないでしょう。私の言っとるのは、だれもが皆さんがわかる話じゃないですか。土地買いに行くのに相手があるんですよ。交渉しなければならいんですよ。このことについては、私も余り触れたくはない部分がある

んでね、余り触れませんが。そやからいま議決せなあかんというのは、町長、そのことを深く掘り下げつつもりはないけど、それは理由にならないでしょう。町長もよく御存じでしょう。それはまあ、おいときましょうよ。だから7月にしなければならぬんだというの。

私は通ると思ってました。そら、思ってたは個人の自由ですから結構ですけど、大勢を見たときに、流れを見たときに、見る必要があるでしょう。そんなにこの土地が必要であれば、町長の意思でとりあえずこれだけは通さなければならぬ、6月の補正予算で設計費は状況見ておろすということも可能だったんでしょ。それすらやられなかった。そんなことは理由にならないですよ。それであれば、私が先ほど言った計画性を持ってなかったということが露呈されたんじゃないんですかということになってしまいうでしょう。そのことを言い合うつもりはないですけど。

教育施設を充実させる。これも聞こえのいい話です。でもね、そりゃ、議員それぞれの考えがあって、それぞれが別々のいろんな考えをお持ちなんで、統廃合については、今後どういう皆さんが統一された考えじゃないですよ。私は一つ提案してるでしょう。中央小学校というのもあるんですよ。それも一つでしょう。それは、町長の判断でそれを採用しなさいと言ってるわけじゃないんで。いまのアクションプラン、統廃合の計画を持つにしても、いまのアクションプランは一たん否決になった以上、東小がなくなるという案もあり得るわけでしょう。何か東小は絶対残るということを前提に話されているように聞こえるんですよ。だから、それは私はその話が一つずつは十分理解できるんですけど、三つお答えになったら、三つのそれぞれがあれって思うんですよ。私の理解が不足してるのかもわかりませんが。それぞれ一つずつは理解できるんです。でも、三つに整合性がないんです。そこを私言ってるんです。

端的に何点かお聞きしたいんですけど、岡田課長がね、6月議会のときに要は嫌味言ってるんじゃないですよ、アクションプランの拡幅の一部ということで、土地を買うということで、教育債という話が出てるんですけど、いまアクションプランが要は否決されてですよ、統廃合の方向もどうなっていくかわからない状態で、駅周の関係で、教育債は教育債として使えるんですか。これは、端的に聞いてるんですけど。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

学校教育債につきましては、当初に説明させてもらいましたように、学校の教育環境整備ということの目的で、起債協議をかけて借金をするというふうな

ものです。

議 長

山田君。

9 番

ほな、関係なしに教育環境の整備という項目で統廃合が、いまのアクションプランが進んでいかななくても、問題ないということですよね。それだから、そういう意味では問題ないという意味ですよね。わかりました。

それで、あともう1点聞きたいのはね、何か否決されたということが表に全面に出てるんですけど、今後の、まず小学校の再編成についてのいまのアクションプランについて、町長としては否決に対してね、どういうふうにとめられてるのかなと。

町長通信出てました。平成26年開校は困難。26年の開校は困難になったとおっしゃってます。その中でね、一部の保護者の気持ちも理解はできますが、云々となってるんですね。要は、この文面を読むと、いまのアクションプランを私はまだ続けていきたいということを訴えていきますというふうにとれるんですよ。ほんで、いまのこの土地の、私が非常に疑念に持つ購入でしょう。どういうふうな理解をすればいいのかなと。そういう意味では、いまの現アクションプランについて、否決されたことについて町長はどうお考えなんですか。

議 長

町長。

町 長

民主主義でございます。二元代表制でございます。私がアクションプランを今後も推進していきたいという気持ちは全く変わっておりません。できるかできないかは皆さん方の判断でございます。6月議会で否決されました。したがって、いまアクションプランに向けた、それを再編成する、最初も答えましたけれど、2回目言います、アクションプランを進めていく事務的手続は中断してます。いまも中断してます。何か状況が大きく変わらない限りこれはだめでしょう。議会の議決が必要なんですから。いまは6月議会で否決されてますから。アクションプランに基づく再編成に向けての事務手続は中断してます、いまも。それと、平群町の最高責任者として町民の皆さん、あるいは議会議員の皆さんにアクションプランは必要ですと訴えていくのとは別の話です。

今回の提案は、東小学校の用地確保の予算措置に対する提案でございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長

山田君。

9 番

すみません、ちょっと。何か私理解が乏しいんでわかりにくいんですけど、今回は土地の購入ですよ。それもわかってます。でも、これはアクションプランとは切っても切り離せない。私はまず、この土地の購入、平行線になるんであれなんですけど、なぜ6月にそういう状況があって7月なんですか。9月にもっと理解を深めるため、私らは住民の代表ですから。もっと理解を深めるためのいろんな資料も含めて、説明をいただくべきであったと思います。それは私の考えです。町長はそうじゃないんや。そんなこと必要ないんじゃ、そんなこと必要ないんだとおっしゃるんであれば、こういう形になるんですよ、だから。

でも、アクションプランという言葉が出ましたけど、現アクションプラン、いままで出されたアクションプランを、民主主義で二代表制ですから、議会の議決がない限りは進められないと町長はおっしゃいましたけど、そしたら新しい新アクションプランをつくっていく気持ちがあるのか。いや、いまのアクションプランを、私は私でそれを住民の理解を深めるように、もちろん議会の理解も深まるように、これからも進めていくというおつもりなのかなというふうにちょっと聞こえたんで、その辺のところはもう1回確認したい。

議 長

町長。

町 長

いま申し上げましたように、アクションプランは、私はたくさんの有識者あるいは地域の関係者の皆さんが寄ってつくった4年間の議論の結晶であります。議会議員の皆さんが同意いただいて、5人の教育委員の皆さんも入って最終的にはつくったアクションプランですので、これは、私、一番平群町にとって理想的なアクションプランであるというふうに思っております。だから、それは尊重して今後もそれが実現する努力はしていくのは私の務めであります。

そのことと、それを幾ら私がそう言ったって、議会の御理解がなければできないやないですか。今回は東小学校の教育環境の充実のためのアクションプランですというふうに申し上げております。

子どもの数も減るじゃないかと。いやいや、駅周辺整備事業で人口増を図っていきますと。そのことかてあれですよ、まあまあいいんですけども、そういうことでやっていくわけでございますんで、その質問には幾らでもお答えしますが、反対の御発言でございましたら、討論のところでもう幾らでもやっていただいたら結構でございます。質問につきましてはお答えいたします。

議 長

山田君。

9 番

当たり前の話ですよ。私は質問してるじゃないですか。私、反対のための質問じゃないですよ。あなたのお考えをお聞きしてるんですよ。

いまおっしゃいましたけど、間違ってますよ。アクションプランは、いろいろな人の意見を聞いたわけじゃないでしょう。それは、小学校適正規模検討委員会の話でしょう。再編成の話でしょう。アクションプランじゃないでしょう。それをもとにつくられたのがアクションプランでしょう。私はそういう理解。理解の違いやったら違いでいいですよ。

でもね、いまの話聞いてましたら、私の意見ですけど、それは何か、いまのこの土地の購入に隠されて着々とアクションプランを進めていかれるという意図があるんじゃないかというふうに感じてしまいます。それだけはお話を申し上げておきます。

議 長

森田君。

4 番

先ほどの岡田課長の答弁と再編成の考え方について、町長はアクションプランを自分としては推し進めたいと、何が何でも。岡田課長は先ほどのホームページの私の質問に対しては、そのような答弁がなかったに思うんですけども、岡田課長、それはどうなってるんでしょうか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

私が申し上げましたのは、ホームページにアップされている内容は、小学校の再編成のアクションプランにつきましては、6月議会で否決されましたので、それに係る事務作業については一たん中断をするということを申し上げたつもりでございます。

議 長

植田君。

5 番

ちょっといろいろ聞かせてもらってましてね、6月の補正予算のときには、いまこれまで山口議員も言ったように、再編成にかかわる予算が否決をされた。今回、その部分で設計の分を抜いた用地購入だけが出てきたという形なんですけれども、そこで、そのときの理由、6月のときは再編成に必要やから、設計も土地も買うんだと。今回は、その理由が全く、まあ言ったら否決をされたか

らといって別なもんですよという形で出てきたわけでしょう。ピオトープつくとか、駐車場を整備するとかというのが出てきたんだけど。本当にいま、その用地購入を優先せなあかんのかという問題は、私はあると思うんです。

たまたまちょっと先日、東小学校保護者のお母さん方からもいろんな声があったんで、私自身がちょっと見させてもらいました。本当にひどい状況です、学校の中。天井は落ちて、こんなプラスチックのケースに雨水を受けるような状況であったりとか、壁はもうはげてしまってるし、床は底抜けそうな雨漏りの状況になっているという状況で、こんな中で子どもたちの、まあ言ったらきちんとした教育環境ていうのはね、できないだろうというのわかります。だから、その部分を私は優先さすんやったら優先させてほしいです、土地買う前に。

まずは、学校の施設の状況、あれを早急に改善すべきだと思うんですよ。土地買う前にやるべきことは、私はあるんちゃうかなというふうに、この前見させてもらって特にそれを思いました。そういう部分では、なぜそっちを優先せずに用地購入だけ今回出てくるのか。これは、やはり何が何でもアクションプランを進めたい意向があるねんという思いにしかとれないということで、これは私の意見として言わせてもらいます。

議 長

植田君。

5 番

という意味では、そういう計画をね、整備計画を行政のほうとしてはどう考えてるのかと。この部分については、すみません、聞いておきたいと思います。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございます。先ほども少しお答え申し上げましたが、いま1例をあげていただきましたが、東小学校につきましては、大規模改修を行っておりませんので、状況としては老朽化が進んでいるということは事実であります。先ほど言いましたように、できるだけ早くこれをですね、改修をしていきたいというのは町長部局含めて話し合いを進めているところでございます。

一定のですね、いわゆる再編成のアクションプランをお示しするとき、いわゆるシミュレーションを行っております。そういったシミュレーションの中でもですね、今回改修をしていくですね、改修をしていく内容と当然ダブってきますので、そういう意味では一定のですね、改修をするためのシミュレーションも同時に行ってきたと言っても間違いではないかというふうに思います。

ですから、あとはですね、町全体の財政計画との問題等々がございますから、直ちにいつできるかということをお答え申し上げるわけにはいきませんが、東小学校につきましては大規模改修を行っていないということの中で、できるだけ早い時期にそれを行っていきたいというふうに考えているところであります。

議長

山口君。

6 番

先ほどね、町長がアクションプランはいいものだということで引き続き、いまはとめてるけれども、事務作業はとめてるけれども、その方向は私がいいと思っている。それはそれで、私はそのように思われるのは別にそれに対して私ごとやかく言う問題でないと思います。

ただ、そこでじゃ一つ聞きますけれども、いま事務作業をとめてる。議会が要するに、これに関連する予算なり議案をですね、前に進めない限り、いまのまま進める。もちろん、それぞれの小学校の改修だとかされるんだと思いますけれども、アクションプランにかわる新たなですね、私は統廃合と言ってますけれども、再編成を検討する、要するにまたですね、庁舎内で検討する、そういうことは一切しない、さっきの町長の答弁を聞いていると、そのように受けとめたんですが、そういう理解でいいですか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

また町長からも答弁をしていただければと思いますけれども、教育委員会としましては少なくともですね、平群町全体の小学校の再編成がすべて否決されたというふうには全く考えておりません。何回もお示しをしましたように、特に西小学校におきましては、近未来において1学級が10人を切るという状況があるという状況の中で、教育の公平性、平等性の観点からこれをですね、解決をしていかなければならない大きな課題であるということは問題提起をさせていただいておりますし、今後も校区の地域の方々や保護者の方々にもそういった問題については、当然提起をさせていただきたいというふうにも考えています。

また、南小学校においても、現在は6月の請願が採択をされておりますが、これもですね、いろんな考えの方がおいでになるわけですから、教育委員会としては引き続き機会を見つけてですね、再編成についての意見交換会みたいなものをですね、今後も引き続きやっていきたいというふうには考えており

ます。

議 長

教育長。

教育長

最も核心に触れる御質問いただきましたので、教育委員会の立場としましては、当初から再編成は何のためにするのかと、全町的な子どものことを考えれば、これは欠かせないことだということを主張しております。その考えには全く変わりございません。ただ、手法として現状における手法としては一たん中断をせざるを得ない。どういう光明があちらからポツ、こちらからポツと出てくるかわかりません。そのときはそれでまた、皆さん方と御相談しなきゃならない。我々が単独先行では絶対できないことだと、こういうふうに考えておりますので、今後におきましても、この再編成のプランにつきまして議員各位の御理解を賜りたい、かように思っております。

議 長

山口君。

6 番

ぐたらぐたら言うのやめていただいて、はっきり答えてほしいんです。一言で結構です。要するに、アクションプラン、議会が否決しているので、とまっている。とまっている間は、この間のいろんな議論の中でいろんなこと出てるでしょうけれども、一切いまの4校のままでいくんだと。ほか、先ほどちょっと出てたように、住民の中からもですね、東小廃止して三つでやれとか、いろんな意見あるわけです。別にどれがいいとかいうことじゃないですよ。そういう意見がありますけれどもそういうことじゃなくて、いまの4校のまま当面いくんだということでもいいんですね。

議 長

教育長。

教育長

当面というのが定義が非常に難しいですけれども、現状我々が意思表示しました一たん事務作業は停止させてもらっているということでございます。状況が変われば、また皆さん方と一からスタートして御相談申し上げたい、かように思っております。

議 長

山口君。

6 番

そうであれば土地購入の話また違ってくるんですね。先ほど山田議員から

もありましたけれども、やっぱりいつか、いつかというか、まあ1年後か2年後かわかりませんが、そのために確保しておくんだという意味合いが非常に強くなるんですよ、普通に考えれば。それは、うんとはおっしゃらないでしょうけども。そのようにとられますよね、普通住民の方、きょうの議会のことを説明すれば。だって28日しかたっていないのに同じ議案出てきて、その出してきた理由が違うんですよ。

先ほど山田議員も言いましたけども、初めから東の統廃合をしようがしまいが、東の小学校のためにあの土地が必要だということが早くからわかってるんであれば、当然その時点でそういう説明も、いずれにしても必要な土地という説明をすべきではなかったかと。それをせずにいまになってそういう理由を上げてきたというのは、どう考えても素直におっしゃってることを理解することは難しいと思います。教育長、もちろん長いこと教育長やってこられたわけですから、そういう普通素直にですね、子どもの心のように素直に受け取ればいま私言ったことが普通に受け取る、人間として普通に受け取ったことになると思うんですが、どうですか。

議長

教育長。

教育長

非常に難しい質問かと思えますけれども、これはまあ、考え方の違いかなというふうに思ったりいたします。なぜ再編成、再編成と我々が言ってきたのかと言いましたら、先ほども申しましたように、教育環境の大整備であります。だから、それに伴うのは用地の確保もあれば、校舎の大規模改修もあるわけあります。そのことを念頭に置いて、きょうこのお願いをしているというふうに御理解いただきたいと、このように思っております。

議長

山口君。

6番

もう一つ言います、それなら。教育の中身について子どもたちにとって何が一番いいかというのはいろんな意見があるんです。私は教育長おっしゃってることをすべて否定する気はありませんが、いろんなさまざまな専門家の中でも意見が分かれるんです。世界的にも10人以下クラス、学校規模で言えば100人以内が一番いいと言ってる国もあるんです。それがすべていいかどうか、私は専門家ではありませんから判断できませんが、専門家でも分かれる意見、それをね、子どもの教育のためっていう、それを大上段に振りかざしてですね、そう思っていない人にまでそれを押しつけるような言い方はやめていただきたい。

きょういま議論しているのは、教育のあり方云々でじゃなくて、なぜ6月議会から28日しかたっていない段階で、この土地を何が何でもいま取得しなければならないのかという。さっきからの議論を見ると、アクションプランをあきらめたわけではない。それなら、いまこれを確保しておいたら、ちょうどええわいなというふうにだれだってとるでしょうって言うてるんですよ。そうとらざるを得ないじゃないですか。先ほど答弁されてますから、もう一緒の答弁になるからいいですけども、そういうふうにだれだって理解しますよ。そのことは言うておきます。

議長

森田君。

4番

1点だけ御確認をさせていただきたいんですけども、アクションプランに基づいてですね、幼稚園の移転の問題が出ておったに思います。それと駅周絡みでですね、移転しなければいけないという問題が出ておったと思うんですけども、27年の春開園は間違いありませんよね。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

お答え申し上げます。幼稚園の移転について、これまで御説明を申し上げましたように、27年の春開園ということで進めるつもりでございます。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。それであれば、学校の見えない土地を買うよりも先に、幼稚園の話を進めるべきだということだけ申し上げておきます。

議長

ほかにございませんか。井戸君。

1番

皆さんかなりおっしゃられてたので、私は言うことがほとんどないんですけども、教育課長さんの言ったはること、土地の取得が大変だということはもうわかっております。ですから、それは私としては賛成という形はとりたいんですけども、そのためにはやっぱり町長さんに、この南小の存続に関しては法的拘束力がないので、幾ら議会がどうだのと言っても、まあ言えば考え方が変わられて突っ走ることもできるわけですから、ですから、やっぱりここはしばらくというのは、ある程度何と言うんですか、どれぐらいとめるとか、少なくとも

もとめるということをおある程度言ってほしいです。

議 長

先に町長が答えた分と違うのかな。町長。

町 長

先ほどの皆さんの議論の中で私答弁しております。いま6月議会で否決されておりますんでね、ホームページにも書いてますように、事務手続は進めることはできません。そういうことでございます。いつまでというのはこれはわかりません。私自身は、アクションプランの実現に向けて努力すべきだという立場でございます。したがって、大きな変化があれば、それはまた変わっていきますけども、少なくとも議会の否決がある以上は、なかなかこれは前へ進まないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどそういうふうに答弁したと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議 長

井戸君。

1 番

答弁の内容はきちっと聞かさせてもらいました。確認のために、もし進むというならばちょっとね、南小学校の区域の方もおられますんで、やっぱりそこはきちりと言っていたらよかったと思ったので、改めて言わせてもらいました。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。森田君。

4 番

学校関係はそれで結構なんですけども、災害復旧費で9カ所一応そういう設計等復旧工事費出てきておるんですけども、具体的に、平群町回りますとですね、山とかそういうところがブルーシートで覆われているところがたくさん見かけます。9カ所ぐらいで済んでるのかなと思うくらいブルーシートで覆われているところが見受けられるんですけど、具体的にお教えいただけませんか。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

災害復旧費の関係でございますけども、今回ですね、工事費とあと測量設計費で計上させていただいておりますけども、箇所数で言いますと、9カ所ということでございます。

具体的にということですが、場所で見ますと、福貴畑がですね、4カ所でございます。あと樫原が3カ所、あと久安寺1カ所、椿井1カ所ということでございます。被災状況でございますけども、ほとんどがですね、道路の路肩の崩壊、もしくは道路の対側の山腹の崩壊によります道路に対する崩土、それに対する復旧事業費を計上したと、こういうことでございます。

議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

6番

23年度の一般会計補正予算（第2号）には反対をいたします。

先ほどの質疑の中でもありましたけれども、教育環境整備のためと言いながらですね、その青写真もなく、いまこの土地を直ちに購入しなければならないという必要があるのかどうか、その点について、まずは理解できない。

それから、答弁を聞いてもですね、先ほどの答弁の流れの中でいっても、結局アクションプランをあくまでも推進する、そのための担保としていま購入したいというふうにとれるということ。本当にですね、統廃合とは関係なく純粹に東小学校の教育環境整備、そういうことならばですね、具体的な計画、青写真を策定して、議会と住民の皆さんにですね、早急に示して、それから用地購入をしても遅くはないと私は考えます。

以上の点から、この補正予算案には反対いたします。

議長

戎井君。

2番

本補正予算に賛成の立場で討論します。

先ほど来の質疑を伺っておりますと、言論の自由ですから何を言ってもかまわないのかわかりませんが、ほとんど質問というよりは議員それぞれ固有の御意見を述べておられるように思います。ほとんど答えをする必要のない御意見に対しても誠実に答えているように思います。この理事者側の答えを虚心坦懐に予断なく聞けば、この補正予算の必要性は十分理解できるはずで

私は賛成します。

議 長

山田君。

9 番

私は、この補正予算に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどからずっと出てましたように、要は土地の購入についてはいろいろな考えもございましょうが、どうしても現アクションプランを、先ほど山口議員が言ったように担保するような形での購入であるのかと疑ってしまわざるを得ない状況であります。

また、今回の予算の中にも、6月にも出てました、否決された中身もあります。時代祭や災害復旧費、これは本来どうしても通していかなければならない事案でございます。それを1カ月の間に、土地の購入については見た目の色だけを変えて中身は変わっていない。そのことを議会にそういう大事な案件も含めて提案されたことに対して、私非常に怒りと疑問を感じます。そういう意味でも本来ほかの案件を見ましても、賛成するべきところではあるのかもかもしれませんが、そういったように今回こういう土地の購入の部分を一緒に計上されたということに対して反対をさせていただきます。

議 長

窪君。

8 番

議案第44号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第2号)には賛成の立場で討論させていただきます。

私は、6月議会では補正予算には反対をさせていただきました。アクションプランもう一度これは認めることはできないという意味で反対をいたしました。たくさん大事な事業の予算も入ってございましたけれども、本当に悩み、これは反対させていただきましたが、今回の1カ月足らずの再度の補正予算の議案上程ですけれども、この中には、小学校再編成のアクションプランを進めるための測量設計委託料約3,000万円が削除されております。そのかわりに、6月で用地購入の8,000万は同じように上程されておりますが、理由は大分変化がありますけれども、私も東小学校、再編成検討委員会のとに行かせていただきましたが、大変老朽化と同時に運動場の狭さ、駐車場が本当に保護者の皆さんが来られたときに狭くて大変困っているというような、中間の住民説明会でもたくさん出ておりました。ですから、いろいろ議員の皆さんのお考えとか思想とかいろんなものは違いますけれども、裏があるのではないかと。これを通すことによって、いつかはこのアクションプランを進める。でも、そのようにおっしゃられますけれども、事実が一番大事であると思います。

町長は二元代表制であると、このようにおっしゃられました。町長が幾らいい案であると上程されましても、議会が否決しましたら、このような形になります。ですから、幾ら裏があるとかどうのこうのと言うよりも、現実には土地は、私はいまの東小学校、少子化にももちろんなりますけれども、駅前開発の問題等々で子どもたちが増えていく。いまの現時点でも土地が足りないということは如実に大きな課題であると、私は考えております。

そういう観点と、それから平成23年度中に仮換地の終了するために、いま購入しておかなければ、今後幾ら土地を買いたいということになりましても、大変大きな山ができてくるというような内容の理由もお述べになられておりましたので、素直にとりまして、東小学校のこの教育環境をより整備するためにはこの用地確保は必要であり、それ以外にも時代祭り等々、また災害復旧費等々大変大事な補正予算をこの中には盛り込んでおられます。これには住民の生命と生活、財産を守るためには反対することはできませんので、賛成の立場で討論とさせていただきます。

議 長

ほかございませんか。馬本君。

1 2 番

るるいろいろ質疑のところ聞いておりましたけど、しかし、駅前開発はいま現在どうなってるのやということで皆さんの勉強されてるもんやと思います。仮換地指定は先ほど課長さんのほうから御説明あったように、23年度中に打たはるというふうに、全体を打ちはるというふうに組合の方の御説明も私は聞いております。

いま窪議員がおっしゃったように、東小学校で一定の行事があれば、この役場の駐車場はどうでしょう。皆さん目のあたりを見てないでしょうか。きょうは何、何でこの辺の来庁者多いの、私たち車とめるところもないやないかと、というのが現状じゃないでしょうか。その点も加味して課長はおっしゃったんじゃないかなというふうに思います。

仮換地、組合で指定を打たれますと、今度土地が必要で、お願いしますと、5年先10年先であっても大変な多額な金ができます。そして、今度は交渉が要るわけです。いま以上の2倍3倍の交渉が要るわけでございます。私は、子どもたちの環境、教育環境を整備する上に当たっては、まず、東小学校の今度用地を確保するということは非常に重要な予算であるというふうに、私は認識をしております。いまでしかチャンスはないと私は確信しております。

それと、昨年ありましたように、自然と歴史の玉手箱をテーマに時代祭り、町のイベントとして約1万5,000人以上の方が参加された。平群町始まっ

て以来の大イベントということでありました、時代祭りでございます。この予算も6月議会にも計上しておりました。今回もちろんしていただいております。それと、住民のこれは平群町のまちづくりにとって非常に継続は力なりということで大事な、私は予算であると思います。

そして、災害は先ほどおっしゃったように住民の生命・財産を守る、緊急的な災害対策に対する予算でございます。一日も早く執行していただいて、住民の安全性を確保するということが大事でございます。

よって、総合的に判断いたしまして、私はこの補正予算については賛成の意を表します。

以上です。

議 長

ほか、ございませんか。

ないようですので、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案について原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。

本案については原案どおり可決されました。

3時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時26分)

再 開 (午後 3時40分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

副町長より発言の申し入れがございますので、許可いたします。はい、副町長。

副町長

貴重なお時間をちょうだいいたしまして、大変申し訳ございません。

先ほど、私のほうから諸般の報告の中で、一般会計の予備費充当につきまして報告をさせていただきましたが、一部修正がございますもので、この場をおかりして報告させていただきます。

先ほど北小学校の校長室及び職員室のクーラー交換のため137万6,000円を充用させていただいたというふうに報告させていただきましたが、実際には東小学校の校長室及び職員室でございます。大変申し訳ございません。この場をおかりいたしまして修正のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

日程第5 議案第45号 平成23年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長

議案第45号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第6 農業委員会委員の推薦について
を議題といたします。

お諮りします。

農業委員の推薦については、どのような方法で取り計らえばよろしいかお伺いをします。

「投票」の声あり

議長

投票という声がありますので、農業委員の推薦については、地方自治法第118条の規定に準じ、投票によって決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

投票による選挙の結果、最高得票順から4名を被推薦者としたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって最高得票順から4名を被推薦者とすることに決定しました。

議場閉鎖いたします。

議場閉鎖

議長

ただいまの出席議員数は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田君及び繁田君を指名いたします。

投票は、連記無記名で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、投票は連記無記名に決定しました。
投票用紙には4名以内の氏名を記入してください。
投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付

議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

投票箱点検

議 長

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長の点呼において順次投票願います。
なお、白票、指名の重複記載は無効票になりますので、十分御注意をお願いします。

投票

議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森田君、繁田君、開票の立ち会いをお願いします。

開票

議 長

選挙の結果を報告いたします。

猪川純司君 11票。

藤枝靖典君 11票。

馬本隆夫君 5票。

山田仁樹君 5票。

山口昌亮君 5票。

以上のとおりであります。

馬本君、山田君、山口君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条の2の第2項の規定を準用してくじで当選人を決定いたします。

馬本君、山田君、山口君、議場におられますのでくじを引いていただきます。

くじ引き

議 長

くじの結果を報告いたします。

1番、山口君、2番、山田君が当選人と決定いたしました。

以上、農業委員の推薦については、猪川純司君、藤枝靖典君、山口昌亮君、山田仁樹君のとおりであります。

以上4名の方を農業委員に推薦することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

議 長

日程第7 選挙管理委員の選挙について
を議題といたします。

選挙管理委員及び次に予定されている日程第8 選挙管理委員補充員の選挙については、地方自治法第182条第1項並びに2項の規定で、議会においてこれを選挙するという事になっております。

選挙の方法は投票と指名推選の方法がありますが、これの取り扱いについて議会運営委員会の中で協議をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時06分)

再 開 (午後 4時16分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

午後6時まで時間延長をします。

議会運営委員会の委員長の報告を求めます。窪委員長。

議会運営委員長(窪 和子)

第4回臨時会議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議長より選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法についての取り扱いを当委員会に諮問がありました。

先ほど議会運営委員会を開きました。委員会協議の結果、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法については、指名推選で、議長一任ということで決定いたしております。

以上のとおり委員会報告とさせていただきます。

議長

ただいま議会運営委員会の委員長報告のとおり、選挙の方法は議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長が指名推選することに決定いたしました。

それでは、発表いたします。

選挙管理委員に、井田和夫様、西山正清様、安田朝四郎様、白井 忍様。

以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました選挙管理委員を当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました井田和夫様、西山正清様、安田朝四郎様、白井 忍様、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第 8 選挙管理委員補充員の選挙について
を議題といたします。

補充員につきましては、地方自治法第 182 条第 2 項の規定により、議会において委員と同数の補充員を選挙しなければならないとなっております。

補充員についても議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第 1 順位、高塚保夫様、第 2 順位、吉田知子様、第 3 順位、水船 徹様、第 4 順位、米田美知代様。

以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに

異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、第1順位、高塚保夫様、第2順位、吉田知子様、第3順位、水船 徹様、第4順位、米田美知代様、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

山口議員ほか1名より高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議（案）が提出されました。本件につきましては、高幣幸生君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により、高幣君の退場を求めます。はい、高幣君。

7 番

一身上の都合でございますので、一言申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議 長

ただいま、除斥されます高幣君から地方自治法第117条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。

この申し出に同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

高幣君の申し出に同意することに決定しました。

7 番

はい、ありがとうございます。

それでは、議長の御許可をいただきましたので、一言申し上げます。

まず冒頭に申し上げます。本決議案の趣旨に公約とありますが、これは公開質問状というアンケートでありました。このアンケートを諸般の環境変化から見直すのも勇気ある決断でありました。小職は地震大国と言われる現在の日本から東日本大震災や阪神淡路大震災、特に野島断層を研究いたしました。その結果出てまいりましたのが、南小学校周辺の平群断層を知りました。この断層が学校周辺にあると知れば知るほど、安心・安全の確保が重大事と考えました。

地震とは、いつどこで発生するかわかりません。南小校区の子どもたちの安心・安全を考えると、やむなく苦渋の判断として採択とせざるを得ませんでした。

この断層については、国土地理院や東京大学の断層図から調査、検証、研究した上、再考するのが議員の大事な責務と考えていました。

しかし、ここに至って、辞職勧告を受け、この断層を話さなければならなくなりました。議員は、町民の目線で安心・安全のまちづくりを考えなければなりません。町のあすに向かう平群の宝である児童の安心・安全を考えると、この断層は大事なことであり、住民の皆さんに知っていただくことも重要な問題であります。このことは、議員の大きな責務ではないかと思っております。

しかし、請願者の訴えも十分に理解するのも議員です。その御意見が反映できるようなプロセスを考えなければならないと痛感いたしております。

また、断層については、別の機会に提起したいと考えております。

以上のとおり、小職が請願に対して不採択に至った経緯を説明させていただきました。議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議 長

高幣君、退場を求めます。

高幣議員退場

議 長

日程第9 発議第10号 高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

議会事務局長

それでは、朗読いたします。

発議第10号

高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年7月15日

提出者 山 口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議

高幣幸生議員は、平群町議会議員選挙前の4月初旬、南小学校の存続を求める会（畠徹郎代表）が同議員選挙立候補予定者に行った「南小学校を存続させることについて」の公開質問状に「賛成」を表明しながら、6月17日の平群町議会本会議で住民176人から平群町議会に提出された「平群南小学校の存続を求める請願」に反対の態度をとった。

いうまでもなく、今回の小学校を廃止するかどうかといった町政の政策について、議会議員やその予定候補者が選挙中や選挙前に行った態度表明は、当該選挙の有権者に対する約束、すなわち公約である。

この有権者との約束を破る今回の高幣議員の行為は、平群町議会の品位と同議会議員の信頼を失墜させるもので、議会議員として許されない行為である。

よって、本町議会は高幣幸生議員みずから議員辞職されることが適当と判断し、ここにそれを求めるものである。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

6番

このようにですね、議員辞職を勧告するという本当に重い決議案をですね、提出しなければならなかったことについては、提出する私自身非常に残念なことだというふうに考えています。それでも、今回提出をせざるを得なかったのは、いま読み上げていただいた決議案にもありますが、南小学校を存続させるということについて、高幣議員は選挙前の公開質問に賛同をはっきりと表明されていたわけです。ところが、実際に議会に出された存続を求める住民請願には反対をする。これは、ある意味有権者をだます、公約詐称、先ほど弁明の中で公約とは違うというようなおっしゃり方をしてましたが、これはもう明らかに公開質問状であれ何であれ、有権者の皆さんに約束したことは、私は公約だというふうに思っております。

それからですね、この公開質問状に取り組んだ南小学校の存続を求める会の代表者からも下中議長に対してですね、高幣幸生議員に辞職勧告決議を求める要請書も提出されています。この要請書には、今回の高幣議員の態度を平群町議会の品位と権威を著しく傷つけるだけでなく、南小の存続を切実に願う請願者らの心情を土足で踏みにじるもの、また、かかる背信行為はすべての有権者、とりわけ同議員に1票を投じた有権者の信用を失墜させたことは明らかだと指摘されています。

また、昨年度から実施されている平群町議会基本条例、この条例でもその第2条に議会の活動原則で、町民の代表により構成されていることを常に自覚し、

公平性、透明性、信頼性を重視し、町民の参加を基本とする開かれた議会を目指すことと、住民との信頼関係を重視しています。

今回の高幣議員の有権者を欺く、またはだますということになるわけですが、公約詐称とも言うべきこの行為は選挙で選ばれた議会議員として、決して許されるものではありません。もし、このような行為を平群町議会が不問に付すということになれば、平群町議会そのものの姿勢が問われます。

先ほど弁明の中で環境の変化、活断層云々の話がありましたけれども、そのことは理由にならないと思うんです。あの周辺に活断層、あれは松尾撓曲というところですが、南小学校の下かどうかははっきりしませんけれども、日本は全国国内どこでも活断層はあります。そのことと今回のことは関係ありませんし、またそれならば、そういう話を事前に公開質問状を出された相手に説明するなり、またこの議場でもその話をする機会はあったというふうに思います。そういう話もなく、今回突然そういう話を持ち出された、それはどういう経緯かわかりませんが、そういう点については本人の弁解としか、私は受け取れない。このように考えます。

平群町議会が住民の皆さんから信頼されるためにも、この重い決議ですが、これを採択することは非常に重要だと考えます。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いてこれより討論に入ります。はい、馬本君。

12番

この決議案については、反対の討論をさせていただきます。

一般的にマスメディアでよくありますように、議会議員がお酒を飲んで、事故して逮捕された事例。そして、贈収賄事件に絡む逮捕。そして、人を傷つける暴力的な刑法に抵触して逮捕される事例が多々見えます。時において、その議会は一番議会議員にとって、住民の信託を受けた議会議員にとって厳しい辞職勧告決議案が提出されるわけでございます。

私、今回この件については、果たして辞職勧告決議案までいくものかと非常

に疑問視するところであります。よって、この決議案については反対の意を表したいと思えます。

議 長

植田君。

5 番

私は、この決議案については賛成の立場をとらせていただきます。

決議案の中にも書かれていました、4月の町会議員選挙直前に立候補予定する方々に、非常に学校の存続という平群町のまちづくりにとって大変重要な問題を公開質問状という形でありましたが、とられました。そういう中で明らかに高幣議員はそこに存続に賛同するとかこういう意思表示を公に行ったという状況があります。そういう中で状況が変わっていないにもかかわらずですね、6月に出てきた存続を願う住民請願に対して一転して反対という立場をとられました。

先ほど、山口議員のほうからもありましたように、そのときに先ほど弁明されたようなことは一言もおっしゃっていないというふうに私は記憶しています。そういう中ですね、このように有権者に対しては存続を賛成するという立場を表明しながら、請願に対しては反対するという、まことに議会議員として品位と信頼を失墜させる行為であったかというふうに思います。それは議員として決して許される行為ではないと、私はそういう意味では今回の決議は相当だと考えることから賛成をいたします。

議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第10号 高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議を採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案について可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

可否同数であります。

地方自治法第 116 条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

ただいま除斥されています高幣君の入場を許可します。

高幣議員入場

議長

発議第 10 号 高幣幸生議員に議員辞職を勧告する決議は可否同数であり、議長裁決により否決されましたことを御報告いたします。

以上で、本臨時会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たりごあいさつをお願いします。はい、町長。

町長

長時間にわたりまして慎重な御審議、大変お疲れさんでございました。

提案させていただきました二つの議案につきましては可決いただきまして、本当にありがとうございます。

今後におきましても、本町発展のために活発で、そして建設的な議論を期待申し上げまして、簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長

これをもって平成 23 年平群町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4 時 35 分)